

平成 26 年 9 月 2 日

厚生労働省医薬食品局長 神田 裕二 殿
厚生労働省医薬食品局 食品安全部長 三宅 智 殿

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長
特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長
下田 智久



総合栄養食品における食品添加物の使用拡大について(要望)

特別用途食品制度は、対象者への認知度拡大と制度の活性化を目的に平成 21 年厚生労働省で改正され、その後管轄が消費者庁に移管されて現在に至っています。

食事療法や栄養療法或いは介護・高齢者用に使用されている食品の市場が年々拡大している一方で、平成 26 年 4 月 21 日現在の特別用途食品（特定保健用食品を除く）の許可取得件数は、乳児用調製粉乳などの品目も含め 55 品目と少なく、特別用途食品が国民に十分に活用されていない状況にあります。特に、改正時に新たな食品群として設けられた総合栄養食品は、食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合し、疾患等により経口摂取が不十分な者の食事代替品として位置付けられ、適切な栄養管理に適した食品として選択され活用されるべきにもかかわらず、1 品目のみの許可であり、その普及が遅れているのが現状です。

当研究会は特別用途食品制度が現在抱える課題と対応策を検討し、報告書に取りまとめました。総合栄養食品の表示許可申請数拡大にあたっては、微量栄養素の補給に使用可能な食品添加物の拡大が急務であり、特別用途食品が国民の健康と食生活の改善に広く活用されるために、国として下記事項に早急に取り組まれるようにとここに要望させていただきます。

記

1. 保健機能食品に使用が認められている食品添加物（グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅、ビオチン）の総合栄養食品への使用拡大の措置を講じること。
2. 総合栄養食品の規格基準を満たすための原料として必要であり、かつ海外で十分な使用実績がある微量元素化合物（塩類）の総合栄養食品への使用拡大の措置を講じること。

例：亜セレン酸ナトリウム（セレンの供給源）、塩化クロム（クロムの供給源）
硫酸マンガン（マンガンの供給源）、ヨウ化カリウム（ヨウ素の供給源）

《現状の実態と課題》

- 総合栄養食品への微量栄養素原料の配合にあたっては、グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅、ビオチン、その他微量元素の塩類は使用が認められておらず、これら微量元素の原材料としては、乾燥酵母などの微量元素を多く含む食品原料を使用せざるを得ない状況である。そのために、海外の製品に比べて製品設計上の制約やコスト面から事業者の開発意欲を損なう要因になっている。特に、乾燥酵母原料は、味や臭いなど官能的な問題から添加濃度にも制約がある。
- 保健機能食品では、グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅、ビオチンの3添加物の使用が認められている。必要な栄養素の補給という観点からは栄養機能食品で積極的に摂取するように推奨されている栄養成分は、日常の食生活において必要とされる栄養成分であり、総合栄養食品においてもその使用が認められるべきである。
- 亜セレン酸ナトリウム、塩化クロム、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、モリブデン酸ナトリウムなどの微量元素の塩類は、わが国では食品添加物としては認められていない。しかし、海外では流動食等、食品の範疇のものであっても添加物としてその使用が認められている。そのため、国内事業者は製品の設計上で海外に比べ制約がある。

以上